佐久市地域支援事業指定訪問型介護事業所佐久浅間ヘルパーステーション運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ジェイエー長野会（以下「長野会」という。）が佐久市地域支援事業の指定を受けて開設する「佐久浅間ヘルパーステーション」（以下「事業所」という。）において実施する佐久市地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号訪問型サービスＡ事業」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上をめざすものとする。

②　事業の実施にあたっては、利用者の所在する佐久市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

③　事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持または向上をめざすものとする。

④　事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

⑤　前４項のほか、「佐久市地域支援事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　事業の提供にあたっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所及びサテライト事業所の名称及び所在地）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　佐久浅間ヘルパーステーション

所在地　　佐久市桜井671番地1

②　サテライト事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　佐久浅間ヘルパーステーションみなみ

所在地　　佐久市臼田785番地6

２　名　称　　佐久浅間ヘルパーステーションしらかば

所在地　　佐久市協和2404番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所おける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1　管理者　１名

管理者は、次のとおり事業所及びサテライト事業所の管理を行うとともに、本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。

（ア）利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、従業員に対する技術的指導を一体的に行う。

（イ）従業員の勤務体制、勤務内容等を一元的に管理し、必要な場合に随時、事業所間の相互支援を行う。

（ウ）苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応を行う。

2　訪問事業責任者　１名

(1)　個別サービス計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

(2)　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等との連携に関すること。

(3)　職員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(4)　職員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3　職員

(1)　訪問介護員等を事業量に応じて適切な人員を配置するものとする。

(2)　訪問介護員等は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者とする。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営 業 日　月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日（振替休日を含む）、お盆（８月１３日～１６日）、年末年始（１２月３１日～１月３日）は除く。

2　営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分

3　サービス提供時間　　概ね午前１０時００分から午後１５時００分までとする。

4　上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

1　個別サービス計画等の作成

2　生活指導に関する援助

(1)　調理

(2)　衣類の洗濯

(3)　住居の掃除

(4)　生活必需品の買い物

(5)　その他必要な日常生活に関する支援

（利用料等）

第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、「佐久市地域支援事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受理サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

②　利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料について記載した領収書を交付する。

③　事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及

び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、佐久市（東・岩村田地域包括支援センターを除く）の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条　職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　職員は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

②　事業の提供により事故が発生した場合は、佐久市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

③　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１２条　事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

②　事業所は提供した事業に関し、介護保険法第２３条の規定により佐久市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは佐久市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び佐久市が行う調査に協力するとともに、佐久市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

③　事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

②　事業所が得た利用者またはその代理人の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得るものとする。

③　職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

④　事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約時の秘密保持誓約書により誓約するものとする。

（虐待防止の関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

１　虐待を防止するための職員に対する研修の実施

２　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

３　その他虐待防止のために必要な措置

②　事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを佐久市に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１５条　事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

１　事業所は事業に関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

２　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、長野会さく地域事業本部長（以下「本部長」）が定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１６条　事業所は、事業を廃止し、または休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一カ月前までに、次に掲げる事項を佐久市へ届け出なければならない。

１　廃止し、または休止しようとする年月日

２　廃止し、または休止しようとする理由

３　現に訪問型サービスＡを受けている者に対する措置

４　休止しようとする場合にあたっては、休止の予定期間

（規程の改廃）

第１７条　この規程の改廃は、長野会さく地域事業本部経営会議の議を経て本部長が行う。

附　則

１　この規程は、平成30年4月1日から施行する。

２　この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。

３　この規程の変更は、令和4年8月1日から施行する。